

【公報種別】特許法第 17 条の 2 の規定による補正の掲載

【部門区分】第 3 部門第 2 区分

【発行日】令和 5 年 1 月 4 日(2023.1.4)

【公開番号】特開 2021-54799(P2021-54799A)

【公開日】令和 3 年 4 月 8 日(2021.4.8)

【年通号数】公開・登録公報 2021-017

【出願番号】特願 2020-59114(P2020-59114)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/898(2006.01)

C 1 1 D 1/90(2006.01)

C 1 1 D 1/94(2006.01)

C 1 1 D 3/37(2006.01)

A 6 1 Q 5/02(2006.01)

A 6 1 K 8/44(2006.01)

A 6 1 K 8/86(2006.01)

A 6 1 K 8/60(2006.01)

A 6 1 K 8/33(2006.01)

10

【F I】

A 6 1 K 8/898

C 1 1 D 1/90

C 1 1 D 1/94

C 1 1 D 3/37

A 6 1 Q 5/02

A 6 1 K 8/44

A 6 1 K 8/86

A 6 1 K 8/60

A 6 1 K 8/33

20

【手続補正書】

30

【提出日】令和 4 年 12 月 20 日(2022.12.20)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

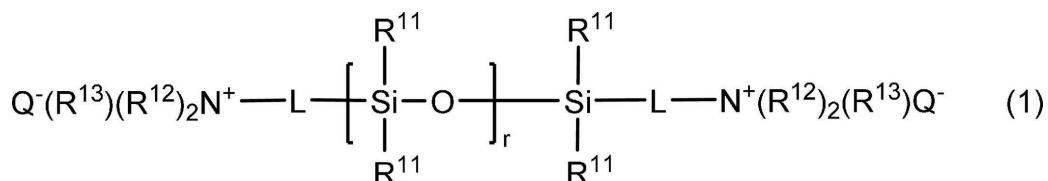
(A) カルボベタイン型両性界面活性剤 (A 1) 及びノニオン性界面活性剤 (A 2) からなる群から選ばれる 1 種以上、及び、

40

(B) 下記一般式 (1) で表される第四級アンモニウムカチオン変性シリコーン、を含有し、

成分 (A) と成分 (B) との質量比 [(A) / (B)] が 7 以上、100 以下であり、アニオン性界面活性剤の含有量が 4 質量% 以下である、洗浄剤。

【化 1】



50

〔式(1)中、 R^{11} は炭素数1以上6以下の炭化水素基を示す。 R^{12} は、水素原子、炭素数1以上20以下の炭化水素基、又は炭素数1以上20以下のアミド結合を含む炭化水素基を示す。 R^{13} は、炭素数1以上20以下の炭化水素基、又は炭素数1以上20以下のアミド結合を含む炭化水素基を示す。Lは2価の有機基を示す。Q⁻は第四級アンモニウムイオンの対イオンである。rは2以上の数を示す。複数個の R^{11} 及び R^{12} は同一でも異なってもよい。また、括弧内の構造単位同士の結合順序は問わず、結合形態はブロック状でもランダム状でもよい。〕

【請求項2】

成分(A)と成分(B)との質量比[(A)/(B)]が10以上、50以下である、請求項1に記載の洗浄剤。

10

【請求項3】

前記成分(A2)がポリオキシアルキレンアルキルエーテル、ポリオキシアルキレンアルケニルエーテル、ポリオキシアルキレンソルビタン脂肪酸エステル、ポリオキシアルキレン脂肪酸エステル、アルキルグルコシド、及びアルキルグリセリルエーテルからなる群から選ばれる1種以上である、請求項1又は2に記載の洗浄剤。

【請求項4】

さらに成分(A1')として前記成分(A1)以外の両性界面活性剤を含有する、請求項1～3のいずれか1項に記載の洗浄剤。

【請求項5】

さらに成分(C)としてカチオン性界面活性剤を含有する、請求項1～4のいずれか1項に記載の洗浄剤。

20

【請求項6】

さらに成分(D)としてカチオン性ポリマーを含有する、請求項1～5のいずれか1項に記載の洗浄剤。

【請求項7】

成分(A)と成分(D)との質量比[(A)/(D)]が1以上、15以下である。請求項6に記載の洗浄剤。

【請求項8】

前記成分(A)の含有量が1質量%以上、30質量%以下である、請求項1～7のいずれか1項に記載の洗浄剤。

30

【請求項9】

さらに成分(B')として前記成分(B)以外のシリコーンを含有する、請求項1～8のいずれか1項に記載の洗浄剤。

【請求項10】

毛髪洗浄剤である、請求項1～9のいずれか1項に記載の洗浄剤。

【請求項11】

請求項1～9のいずれか1項に記載の洗浄剤を用いて毛髪又は繊維を洗浄する工程を有する、毛髪又は繊維の絡まり防止方法。

【請求項12】

請求項1～9のいずれか1項に記載の洗浄剤の、毛髪又は繊維の絡まり防止への使用。

40